## カスタマーハラスメントへの対応方針

## 1. はじめに

当組合は、全職員がお客さまからの信用・信頼に応え、ご満足いただけるサービスを提供すること に日々取り組んでおります。

今後もお客さまの声を真摯に受け止め、より良いサービスを提供するためには、職員が心身ともに 健康で、安心して働ける職場づくりが重要であることから、「カスタマーハラスメントへの対応方針」 を策定しました。

## 2. カスタマーハラスメントの定義

お客さま等からの苦情・言動のうち、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な ものであって、当該手段・態様により、当組合職員等の就業環境が害されるものと定義します。

- 3. カスタマーハラスメントに該当する行為
- (1) 要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動等で具体的には次のような行為
  - ①身体的な攻撃(暴行、傷害、拘束、監禁)、精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言)
  - ②威圧的な言動
  - ③土下座の要求
  - ④継続的な(繰り返される) 言動、執拗な(しつこい) 言動
  - ⑤居座り行動、不退去
  - ⑥差別的な言動、性的な言動
  - (7)職員個人への攻撃、要求
  - ⑧正当な理由のない代替措置の要求、金銭補償の要求
  - ⑨SNSやインターネット上での誹謗中傷等
  - ⑩時間外対応、合理性を欠く謝罪や処罰の要求
  - ①当組合施設・設備等への加害行動
- (2) その他上記の言動等に準じる著しい迷惑行為
- 4. 当組合のカスタマーハラスメントへの対応
- (1) 当組合がカスタマーハラスメントと判断した場合、他のお客さまや職員等の安全確保のため、対応をお断りさせていただくことがあります。
- (2) 悪質と認められる行為は、組織として毅然と対応するとともに、警察や弁護士等のしかるべき機関に相談のうえ、法的措置を含め厳正に対処します。